

受注者の皆様へ

板橋区施設経営課発注工事における熱中症予防対策のお願い

日頃から板橋区の建設工事にご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、熱中症による労働災害は例年多く発生しており、全体の約8割が7月から8月にかけて集中しております。特に梅雨明け直後は発生件数が増える傾向にあり、昨年は7月末頃にピークを迎えました。

気象庁によれば、今年も平年を上回る気温が予想され、猛暑となる見込みです。板橋区発注工事に従事する作業員の健康と安全を確保するため、各現場の状況に合わせた熱中症予防対策の徹底が不可欠となります。

また、令和7年6月1日から改正労働安全衛生規則が施行され、職場における熱中症重篤化を防止するため「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者には義務付けられました。

皆様におかれましては、例年、工事現場における熱中症予防対策について、万全を期していただいておりますが、今夏の猛暑に備え、予め、以下の取組についてお願いいたします。

1 工事現場における熱中症予防対策について

東京労働局の「熱中症予防対策」のHP等を参考に点検を行い、予防対策を徹底してください。

https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/newpage_00329.html

2 工期延伸等の協議について

熱中症予防対策の一環として、作業の一時中止や休憩時間の拡大などを行うことにより、工期延伸等が必要となる場合については、契約約款に基づく協議の対象となりますので、ご相談下さい。